

# 平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和元年 11 月  
大阪国税局

## I 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

## II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

## III 参考計表

事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

# I 調査等の状況

## 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
  - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 7 千件（前事務年度 6 千 9 百件）、着眼調査が 4 千 5 百件（前事務年度 4 千 6 百件）であり、簡易な接触の件数は 8 万 2 千 3 百件（前事務年度 8 万 7 千 2 百件）となっています。
  - これらの調査等の合計件数は 9 万 3 千 8 百件（前事務年度 9 万 8 千 7 百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 5 万 6 千 7 百件（前事務年度 5 万 9 千 9 百件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況
  - 実地調査による申告漏れ所得金額は、930 億円（前事務年度 894 億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 798 億円（前事務年度 753 億円）、着眼調査によるものは 132 億円（前事務年度 141 億円）となっています。
  - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 518 億円（前事務年度 536 億円）となっており、調査等合計では 1,448 億円（前事務年度 1,430 億円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
  - 実地調査による追徴税額は、177 億円（前事務年度 167 億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 167 億円（前事務年度 157 億円）、着眼調査によるものは 10 億円（前事務年度 10 億円）となっています。
  - また、簡易な接触による追徴税額は 44 億円（前事務年度 43 億円）となっており、調査等合計では 221 億円（前事務年度 211 億円）となっています。

### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	6,947		4,556		11,503		87,157		98,660		
		7,048	101.5%	4,491	98.6%	11,539	100.3%	82,250	94.4%	93,789	95.1%	
2	申告漏れ等の非違件数	6,210		3,213		9,423		50,464		59,887		
		6,321	101.8%	3,197	99.5%	9,518	101.0%	47,212	93.6%	56,730	94.7%	
3	申告漏れ所得金額	75,303		14,108		89,410		53,557		142,967		
		79,832	106.0%	13,190	93.5%	93,021	104.0%	51,769	96.7%	144,791	101.3%	
4	追徴税額	本税	13,473		929		14,402		4,247		18,649	
			14,223	105.6%	911	98.1%	15,134	105.1%	4,256	100.2%	19,390	104.0%
5		加算税	2,221		112		2,333		102		2,435	
		2,491	112.2%	108	96.4%	2,599	111.4%	107	104.9%	2,707	111.2%	
6	計	15,694		1,041		16,735		4,349		21,084		
		16,714	106.5%	1,019	97.9%	17,733	106.0%	4,364	100.3%	22,097	104.8%	
7	申告漏れ所得金額	1,084		310		777		61		145		
		1,133	104.5%	294	94.8%	806	103.7%	63	103.3%	154	106.2%	
8	一件当たり追徴税額	本税	194		20		125		5		19	
			202	104.1%	20	100.0%	131	104.8%	5	100.0%	21	110.5%
9		加算税	32		2		20		0.1		2	
		35	109.4%	2	100.0%	23	115.0%	0.1	100.0%	3	150.0%	
10	計	226		23		145		5		21		
		237	104.9%	23	100.0%	154	106.2%	5	100.0%	24	114.3%	

- (注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。  
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千9百件（前事務年度3千2百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千5百件（前事務年度2千6百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、271億円（前事務年度246億円）となっています。

事務年度等 項目	平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 3,197	件 2,945	% 92.1
土地建物等	2,171	2,098	96.6
株式等	1,026	847	82.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件 2,625	件 2,477	% 94.4
土地建物等	1,721	1,692	98.3
株式等	904	785	86.8
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 82.1	% 84.1	ポイント 2.0
土地建物等	79.3	80.6	1.4
株式等	88.1	92.7	4.6
④ 申告漏れ所得金額	億円 246	億円 271	% 110.3
土地建物等	189	168	88.9
株式等	57	104	180.8
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 769	万円 921	% 119.8
土地建物等	869	799	92.0
株式等	558	1,222	219.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

### (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4千5百件（前事務年度4千5百件）、着眼調査が2千1百件（前事務年度2千1百件）であり、簡易な接触の件数は6千3百件（前事務年度6千8百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万2千9百件（前事務年度1万3千4百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万1百件（前事務年度1万4百件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、66億円（前事務年度58億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは61億円（前事務年度53億円）、着眼調査によるものは5億円（前事務年度5億円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は8億円（前事務年度8億円）となっており、調査等合計では74億円（前事務年度66億円）となっています。

### ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	4,501		2,126		6,627		6,777		13,404	
		4,521	100.4%	2,097	98.6%	6,618	99.9%	6,266	92.5%	12,884	96.1%
2	申告漏れ等の非違件数	3,877		1,814		5,691		4,758		10,449	
		3,991	102.9%	1,748	96.4%	5,739	100.8%	4,338	91.2%	10,077	96.4%
3	本税	4,514		411		4,925		753		5,678	
		5,099	113.0%	404	98.3%	5,503	111.7%	801	106.4%	6,304	111.0%
4	加算税	830		87		918		33		951	
		1,005	121.1%	83	95.4%	1,088	118.5%	38	115.2%	1,126	118.4%
5	計	5,344		498		5,843		786		6,629	
		6,104	114.2%	487	97.8%	6,591	112.8%	839	106.7%	7,430	112.1%
6	一件当たり	100		19		74		11		42	
		113	113.0%	19	100.0%	83	112.2%	13	118.2%	49	116.7%
7	加算税	18		4		14		0.5		7	
		22	122.2%	4	100.0%	16	114.3%	0.6	120.0%	9	128.6%
8	計	119		23		88		12		49	
		135	113.4%	23	100.0%	100	113.6%	13	108.3%	58	118.4%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

## Ⅱ 主な取組

### 1 富裕層に対する調査状況

【申告漏れ所得金額は136億円、追徴税額は43億円と過去10年で最高】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 平成30事務年度においては、672件実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は2,024万円で、申告漏れ所得金額の総額は136億円に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は644万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額237万円の約2.7倍となっています。また、追徴税額の総額は43億円に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,276万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額237万円の約5.4倍と特に高額となっています。

### ○ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比	(参考) 30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体							
調	査	件	数	件	543	672	123.8%	7,048						
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	452	554	122.6%	6,321
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億	円	84	136	161.9%	798	
追	徴	税	額	億	円	24	43	179.2%	167					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万	円	1,548	2,024	130.7%	1,133
	追	徴	税	額	万	円	445	644	144.7%	237				

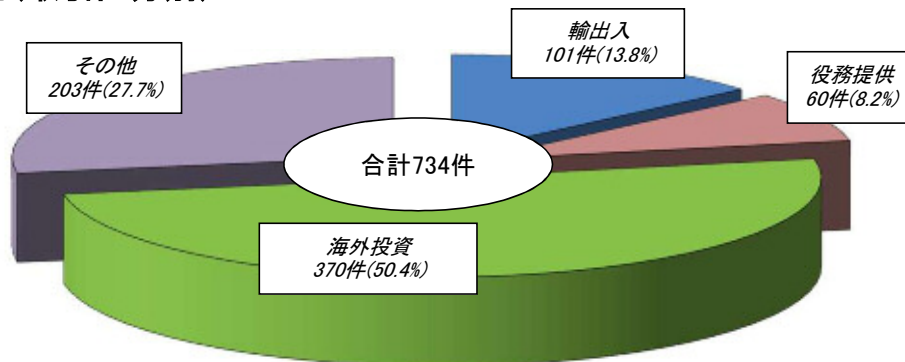
### (参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査事績

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比							
調	査	件	数	件	169	209	123.7%						
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	151	173	114.6%
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億	円	45	84	186.7%	
追	徴	税	額	億	円	13	27	207.7%					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万	円	2,654	4,001	150.8%
	追	徴	税	額	万	円	787	1,276	162.1%				

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 【申告漏れ所得金額は160億円、追徴税額は42億円と過去10年で最高】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 平成30事務年度においては、734件（前事務年度796件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,179万円（前事務年度1,802万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,133万円（前事務年度1,084万円）の約1.9倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額の総額は160億円（前事務年度143億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は571万円（前事務年度455万円）で、追徴税額の総額は42億円（前事務年度36億円）に上ります。

### 1 調査状況(取引区分別)

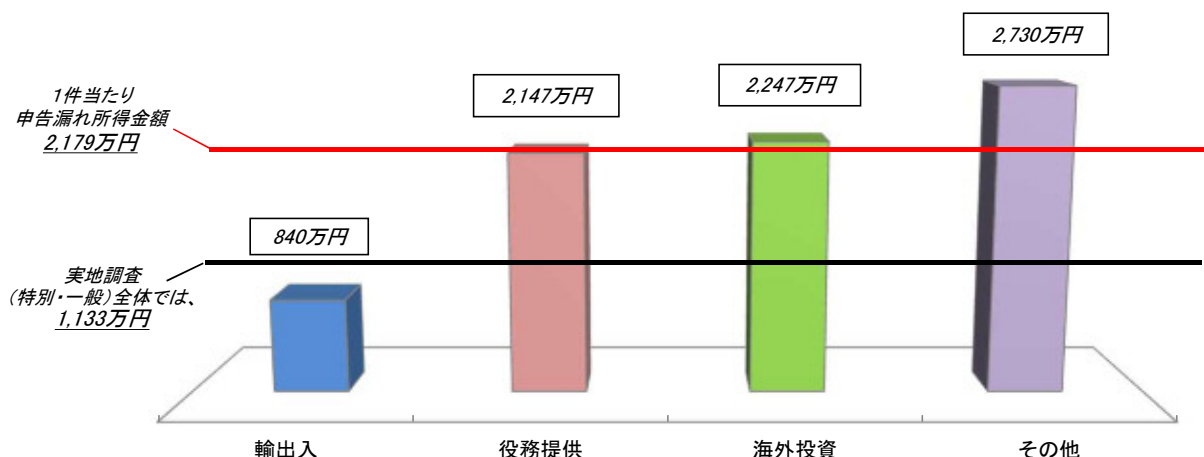


(注) ( )内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入 …… 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供 …… 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資 …… 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他 …… 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

【追徴税額は15億円と平成29事務年度の追徴税額の約1.7倍】

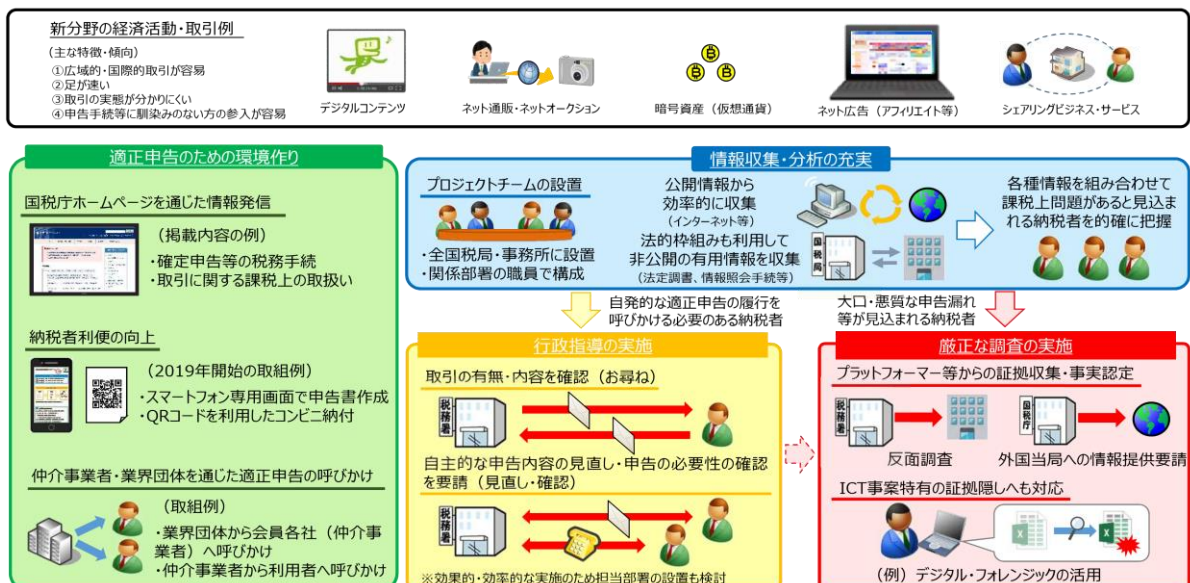
- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
  - 平成30事務年度においては、439件実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,282万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,133万円の約1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は56億円に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は338万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額237万円の約1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は15億円に上ります。

### ○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比		(参考) 30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		29事務年度	30事務年度	29事務年度	30事務年度	
調査件数	件	341	439	128.7%		7,048
申告漏れ等の非違件数	件	305	378	123.9%		6,321
申告漏れ所得金額	億円	43	56	130.2%		798
追徴税額	億円	9	15	166.7%		167
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,264	1,282	101.4%	1,133
	追徴税額	万円	273	338	123.8%	237

### (参考) 令和元年6月記者発表資料

#### シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要





## 4 無申告者に対する調査状況

【所得税無申告者に対する追徴税額は34億円と過去10年で最高】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### ＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 平成30事務年度においては、1,002件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,032万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,133万円の約1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は204億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は338万円で、追徴税額の総額は34億円に上ります。

### ＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 平成30事務年度においては、1,697件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は、201万円で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額135万円の約1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は34億円に上ります。

## 1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
			件			
調査	件数	件		924	1,002	108.4%
申告漏れ	所得金額	億円		195	204	104.6%
追徴	税額	億円		28	34	121.4%
1件当たり	申告漏れ	金額	万円	2,107	2,032	96.4%
	追徴	税額	万円	299	338	113.0%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調査	7,048
申告漏れ	798
追徴	167
1件当たり	1,133
追徴	237

## 2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
			件			
調査	件数	件		1,509	1,697	112.5%
追徴	税額	億円		30	34	113.3%
1件当たり	追徴	税額	万円	196	201	102.6%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調査	4,521
追徴	61
1件当たり	135

### Ⅲ 参考計表

#### 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の位 順 位
		万円	万円	位
1	風 俗 業	2,424	1,709	5
2	人 材 派 遣	1,902	1,567	9
3	不 動 産 代 理 仲 介	1,759	767	-
4	機 械 器 具 部 品 修 理	1,588	520	2
5	清 掃 業	1,551	580	-
6	土 木 工 事	1,268	465	17
7	内 装 工 事	1,251	500	-
8	システムエンジニア	1,248	204	-
9	冷 暖 房 設 備 工 事	1,194	359	10
10	鉄 骨 、 鉄 筋 工 事	1,178	416	13

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。  
 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

### 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位5業種の推移

	21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	貸 金 業	9,357	風 俗 業	2,560	く ず 紙 卸 売 業	3,002	パ チ ン コ	5,362	貸 金 業	10,341
2	麻 雀 ク ラ ブ	3,897	麻 雀 ク ラ ブ	2,063	風 俗 業	2,311	医 薬 品 小 売 業	2,213	風 俗 業	9,159
3	く ず 紙 卸 売 業	3,611	貸 金 業	1,959	パ チ ン コ	1,591	風 俗 業	1,998	く ず 紙 卸 売 業	1,761
4	風 俗 業	3,123	く ず 金 卸 売 業	1,900	貸 金 業	1,549	貸 金 業	1,919	食 肉 小 売 業	1,684
5	身 ま わ り 品 雑 貨 小 売 業	2,419	く ず 紙 卸 売 業	1,666	繊 維 受 託 加 工	1,310	食 肉 卸 売 業	1,827	廃 棄 物 処 理 業	1,568

	26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度		30 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風 俗 業	2,516	風 俗 業	2,036	風 俗 業	1,805	キ ャ バ ク ラ	2,715	風 俗 業	2,424
2	食 肉 卸 売 業	1,542	人 材 派 遣	1,650	食 肉 小 売 業	1,465	機 械 器 具 部 品 修 理	2,000	人 材 派 遣	1,902
3	廃 棄 物 処 理 業	1,526	医 薬 品 小 売 業	1,148	特 定 貨 物 運 送	1,198	す し	1,645	不 動 産 代 理 仲 介	1,759
4	整 形 外 科 医	1,357	解 体 工 事	1,003	防 水 工 事	1,165	パ ー	1,612	機 械 器 具 部 品 修 理	1,588
5	一 般 機 械 器 具 卸 売 業	1,163	鉄 骨 ・ 鉄 筋 工 事	999	ダ ンプ 運 送	1,117	風 俗 業	1,423	清 掃 業	1,551

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。